

**新規会計システム導入業務委託契約に係る企画提案方式（プロポーザル方式）
による公募について（公告）**

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

令和 8 年 8 月 24 日
公益社団法人 香川県観光協会会長

1 公募に付する事項

- （１）委託業務名 新規会計システム導入業務
- （２）委託期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）
- （３）契約限度額 3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- （４）委託業務の内容 別添「新規会計システム導入業務 仕様書」のとおり

2 応募資格

本委託業務を的確に遂行するに足る能力を有する法人・団体で、次に掲げる要件を満たす者としします。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人・団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人・団体は、委託事業の対象者とはしないものとしします。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- （２）香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 11 年香川県告示第 787 号）に基づく指名停止の措置を受けていない者
- （３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者。
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者。
- （４）香川県税、国税等に滞納のない者。

3 応募方法

- （１）受付期間・受付時間

【受付期間】令和 8 年 8 月 24 日（月）から令和 8 年 9 月 2 日（水）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）

【受付時間】平日 9：00～12：00、13：00～17：00

- （２）提出書類

- ア 応募意思表明書（様式 1）
- イ 決算状況を明らかにする書類（直近 2 期分の事業年度分）
- ウ 登記事項証明書 1 部
- エ 応募者の概要が分かる書類（会社案内、パンフレット等）
- オ 香川県税（すべての項目）、法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明

書 各1部

ただし、県税の納税義務がない者（任意団体など）を除く。

※1 企画書提出期日前3ヶ月以内の日付のものに限る。（写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明すること。）

※2 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書は、税務署の納税証明書による場合、納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書用）を提出する。

（3）提出方法

①持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

なお、電子メールで提出する場合は、PDF形式に限る。

②応募意思表明書を提出後に提案を辞退する場合には、辞退届（様式2）を速やかに提出すること。

（4）提出先

下記13 応募・照会先

4 応募資格要件の確認結果の通知

（1）応募意思表明書等を提出した者全員に対し、令和8年9月3日（木）までに応募資格の確認結果を書面で通知します。

（2）応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書（様式3）を提出することができます。

5 説明会

説明会は開催しません。

6 質問

（1）受付

この公募について質問がある場合は、質問書（様式4）により、令和8年9月3日（木）までに下記13 応募・照会先まで、持参又は電子メールで提出してください。

（2）回答

令和8年9月8日（火）までに、応募資格要件に適合する者全員に電子メールにて回答します。

7 企画提案書の作成等

（1）企画提案書の内容

企画提案書（様式3）※計画書（A4版）と見積書（様式任意）を添付すること。）を作成し、下記13 応募・照会先まで提出してください。なお、作成にあたっては、仕様書に記載された要件をすべて満たすとともに、下記の項目について確認できるよう記載してください。

	提出書類	内容	提出部数
I	提案書・計画書	提案にあたっては、単なるシステム導入にとどまらず、令和 6 年改正公益法人会計基準への円滑な移行及び導入後の安定運用を実現するための支援内容について具体的に提案すること。 ・システム概要 ・機能一覧 ・導入スケジュール（令和 8 年度～令和 10 年度） ・導入体制図 ・保守サポート体制図 ・公益法人向け導入実績一覧（香川県外郭団体） ・本業務に従事する担当予定者の経歴書及び関連業務実績一覧	紙媒体で 6 部（正 1、副 5）及び電子データ
II	見積書	令和 8 年度に実施する新規会計システム導入に対する必要経費が全て分かる見積書（令和 8 年度の運用・保守・システム利用に係る経費を含めること。） ※令和 9 年度に実施を想定している令和 6 年公益法人会計基準への移行に係る経費、令和 9 年度の運用・保守・システム利用に係る経費及び令和 10 年度以降の年度毎の運用・保守・システム利用に係る経費が分かる見積書を参考情報として別途提出のこと。	紙媒体で 6 部（正 1、副 5）及び電子データ

（２）企画提案書の作成に当たっての留意事項

- ①別途設置する「企画提案書選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の委員が具体的なイメージを掴むことができるよう、可能な限り具体的に記載すること。
- ②企画提案書は A 4 版とし、文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。（ただし、図表等に用いる文字についてはその限りではない。）
- ③ A 4 版を超える既存資料等を添付資料とする場合は、A 4 サイズに折り込むこと。
- ④企画提案書のページ数は、別紙で添付する詳細資料も含めて 30 ページ以内とする（表紙及び見積書を除く。）
- ⑤表紙を除く企画提案書本体と別紙用紙の下側中心に、通しでページ番号を記載すること。
- ⑥一度提出した企画提案書の差替え、再提出は認めない。また、企画提案書は返却しない。
- ⑦企画提案書の作成等に係る一切の経費は、応募者の負担とする。

（３）提出部数・提出方法

下記 13 応募・照会先に、以下の提出部数を持参又は郵送で提出してください。また、あわせて電子データ（PDF 等）をメールで送付してください。

メールで提出する際は、件名を「新規会計システム導入業務委託に関する提案」とし、計画

書は一つのファイルに結合し、かつ、全ての提出書類を一つのフォルダにまとめたうえ、その容量の合計を原則 10MB 以下としてください。

【提出部数】

・企画提案書（計画書・見積書を添付）： 5 部（社名入り 1 部、社名なし 4 部）

（４）提出期限

令和 8 年 9 月 15 日（火）17:00（必着）

8 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類（電子データを含む。）が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

9 選定方法

提出された企画提案書について、選定委員会において審査の上、契約候補者を選定します。選考方法は書面選考とします。

なお、審査基準の下限の点数を 1 者も満たさない場合には、契約候補者なしとします。

10 審査基準

審査は、選定委員会において、評価項目に基づき企画提案書に記載された内容を書面審査し、最も優れた企画提案を選考します。

（１）評価項目

審査項目		評価ポイント	配点
1	会計処理	予算執行管理を行うメニューが標準的に備わっており、予算超過時に警告または制御ができる仕様となっているか。	15
		電子決裁機能を有しているもしくは導入予定か。	5
		操作を行うにあたり、複式簿記の知識が不要であり、既存の会計システムと比較して操作性に優れているか。	15
2	導入支援体制	データ移行支援体制、研修並びに運用支援体制、及びプロジェクト管理体制が確立されているか。	15
3	複数団体の分離管理	同一システムを 2 つの団体が使用する場合、団体ごとにアカウントを設定でき、他団体のデータを見ることができない仕様とするなどの対応が可能か。	15
4	スケジュール	契約から業務完了までの工程が適切に計画され、業務遅延のおそれがないか。	10

5	見積金額	コスト効率が考慮された見積りとなっているか。	10
6	実績・専門性、 担当予定者の 経験・能力	公益法人会計システム導入実績、知見及び専門性があるか。 令和6年改正公益法人会計基準への対応支援実績はあるか。 担当予定者は公益法人会計システムに対する経験・能力を有しているか。	15
合計			100

(2) 評価基準

評価項目名	評価基準
1 会計処理	(評価項目毎に次のとおり評価) 大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点 やや劣っている＝2点 劣っている＝1点
2 導入支援体制	
3 複数団体の分離管理	
4 スケジュール	
5 見積金額	
6 実績・専門性、担当予定者の経験・能力	

(3) 配点基準

評価項目名	配点
1 会計処理①	評価点(5点満点)×加点倍率(3)＝15点
1 会計処理②	評価点(5点満点)×加点倍率(1)＝5点
1 会計処理③	評価点(5点満点)×加点倍率(3)＝15点
2 導入支援体制	評価点(5点満点)×加点倍率(3)＝15点
3 複数団体の分離管理	評価点(5点満点)×加点倍率(3)＝15点
4 スケジュール	評価点(5点満点)×加点倍率(2)＝10点
5 見積金額	評価点(5点満点)×加点倍率(2)＝10点
6 実績・専門性、担当予定者の経験・能力	評価点(5点満点)×加点倍率(3)＝15点
小計	100点
計	100点×選定委員数(4名)＝400点

(4) 選定基準

- ① 選定委員会の4名の委員の評価点をそれぞれ配点基準により計算し、各委員の評価得点の合計を算出します。評価得点の合計が240点以上で、かつ、1位とした委員の数が最も多い1者を採用者として決定します。ただし、1位とした委員の数が同数の者が2者の場合は、選定委員による評価得点の合計が最も高い者を契約候補者として決定します。それでも同点であった場合は、選定委員の協議により決定するものとします。
- ② 参加者が1名になった場合でも審査を行い、選定委員会で基準を満たしていると判断した場合は、契約候補者を選定します。

(5) 下限の点数の設定

企画提案書の得点（全選定委員の合計点）の下限の点数として 240 点を設定します。この点数を満たす企画提案がないときは、契約候補者なしとします。

11 審査結果

審査結果は、全ての応募者に文書で通知します。なお、審査の経過については公表しません。

12 契約

契約候補者から提出された提案書を参考に、契約候補者と契約を締結します。

なお、契約書には、採用した提案内容を明記した仕様書を添付します。応募資格を満たさなくなった場合のほか、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合は、次点の提案を行った事業者と協議の上、契約を締結することがあります。

13 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号

公益社団法人香川県観光協会（香川県空港振興課内） 担当者：高島

TEL：087-832-3132 FAX：087-831-9606 E-mail:rk6369@pref.kagawa.lg.jp

14 スケジュール

- | | |
|-------------|------------------------|
| 8 月 24 日（月） | 公告開始
応募意思表示書受付開始 |
| 9 月 2 日（水） | 公告終了
応募意思表示書受付締切り |
| 9 月 3 日（木） | 応募資格要件の確認結果通知・質問の受付締切り |
| 9 月 8 日（火） | 質問への回答 |
| 9 月 15 日（火） | 企画提案書受付締切り |
| 9 月 28 日（月） | 企画提案書審査結果通知（予定） |